

## 第6章 年金・手当・共済制度

### ① 障がいによる年金・手当

～病気やけがにより身体に障がいが発生したとき、年金が支給されます～

年金加入中の方が、病気やけがにより身体に障がいを有する状態となったとき、その障がいの程度により支給される年金です。

加入する年金により、障害基礎年金(国民年金)、障害厚生年金、各種共済組合の障害年金等があります。又、労働中の災害等による場合には、労働災害の年金の支給が行われる場合があります。

#### 【 障害基礎年金 】(国民年金法)

国民年金に加入中の方等を支給対象とした年金です。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいの発生日（初診日）に、以下の方             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民年金加入中 ② 20歳未満 ③ 60歳以上65歳未満</li> </ul> </li> <li>● 加入期間についての保険料納付(免除含む)状況が、以下の方             <ul style="list-style-type: none"> <li>①初診日の前日において、初診日がある月の2ヶ月前までの加入期間、3分の2以上の期間について納付又は免除されていること</li> <li>②初診日の前日において、初診日がある月の2ヶ月前までの直近1年間に未納がないこと</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方は、対象外。          ※ 対象となる障がい程度については、帯広年金事務所又は役場 町民課 戸籍年金係 にお問い合わせ          合わせください。</p>												
支 給 額 等	<p>障がい認定日の翌月分から支給を開始し偶数月に2ヶ月分ずつ支給します。</p> <p>※ 「障がい認定日」とは、「初診日から1年6ヶ月を経過した日」、又は「障がい固定したと認められる日」をいいます。</p> <p>障害基礎年金の額 (令和5年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">1 級</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">2 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">67歳以下</td> <td style="text-align: right;">年額 993,750 円</td> <td style="text-align: left;">67歳以下</td> <td style="text-align: right;">年額 795,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">68歳以上</td> <td style="text-align: right;">年額 990,750 円</td> <td style="text-align: left;">68歳以上</td> <td style="text-align: right;">年額 792,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 身体障害者手帳の等級と障害基礎年金の等級は、違うものなのでご注意ください。          ※ 18歳未満又は20歳未満の重度身体障がいの子がいる場合          2人までは 228,700 円/人          3人目から 76,200 円/人 が加算される場合があります。</p>	1 級		2 級		67歳以下	年額 993,750 円	67歳以下	年額 795,000 円	68歳以上	年額 990,750 円	68歳以上	年額 792,600 円
1 級		2 級											
67歳以下	年額 993,750 円	67歳以下	年額 795,000 円										
68歳以上	年額 990,750 円	68歳以上	年額 792,600 円										

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事後重症制度 ～ 障がい認定日には障がい程度が軽い等の理由により支給対象とならなかった方で、その後65歳になるまでの間に等級2級以上に該当する障がいに至った場合、請求した日の翌月から、この年金が支給されます。</li> <li>● 特別障害給付金制度 ～この制度は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障がい者に対して福祉的措置を講じる観点から給付を行う制度です。</li> </ul> <p>①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者</p> <p>上記に該当する方であって、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障がいの状態にある方。</p> <p>支給額（令和5年度）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">障害基礎年金1級相当に該当する方：月額</td> <td style="text-align: right;">53,650円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">障害基礎年金2級相当に該当する方：月額</td> <td style="text-align: right;">42,920円</td> </tr> </table>	障害基礎年金1級相当に該当する方：月額	53,650円	障害基礎年金2級相当に該当する方：月額	42,920円
障害基礎年金1級相当に該当する方：月額	53,650円				
障害基礎年金2級相当に該当する方：月額	42,920円				

※お問い合わせ先

帯広年金事務所（住所：帯広市西1条南1丁目、電話：0155-65-1511）  
役場 町民課 戸籍年金係（電話：572-3114）

**【 障害厚生年金・障害手当金 】** *(厚生年金法)*

厚生年金に加入中の方を支給対象とした年金です。  
厚生年金加入中(在職中)に、障がい発生日(初診日)がある方が対象となり、その障がい程度等により、1級から3級に区分されています。

※対象者にかかる「保険料の納付条件」は、障害基礎年金と同様です。  
※障がいの程度が年金の対象とはならない方に、障害手当金が支給される場合があります。

※お問い合わせ先

帯広年金事務所（住所：帯広市西1条南1丁目、電話：0155-65-1511）

**【 共済組合の障害年金 】** *(国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法等)*

各種共済組合に加入中の方を支給対象とした、障害年金及び障害一時金の支給があります。

※お問い合わせ先：各共済組合等の担当窓口

## 【 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当 】

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

心身に障がいをもつ本人や父母等養育者を対象に支給される手当です。

		特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
定義	説明	「障がい児」	「重度障がい児」	「特別障がい者」
		精神、知的又は身体に中・重度の障がいをもつ <u>20歳未満の方</u>	精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため常時介護を必要とする <u>20歳未満の方</u>	精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため常時特別な介護を必要とする <u>20歳以上の方</u>
	目安	障害等級表 - 1 (3 1 <sup>ペ</sup> -ジ)	障害等級表 - 2 (3 2 <sup>ペ</sup> -ジ)	障害等級表 - 3 (3 2 <sup>ペ</sup> -ジ)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 (1級～3級、4級の一部)</li> <li>療育手帳 (A又はBの中度)</li> <li>精神障がい以上で上記手帳と同程度の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 (1～2級)</li> <li>療育手帳 (A)</li> <li>精神障がい以上で上記手帳と同程度の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳「障がい名」欄に1級が二つ以上、又は1級が一つと2～3級が二つ以上。</li> <li>療育手帳 (A)</li> <li>精神障がい以上で上記手帳と同程度の方</li> </ul>
対象者	受給できない方等	「障がい児」の養育者	在宅の「重度障がい児」本人	在宅の「特別障がい者」本人
	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児が施設入所の場合 (通所施設・養護学校の寄宿舎は除く)</li> <li>定められた他の公的年金を受給している場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児が施設入所の場合 (通所施設・養護学校の寄宿舎は除く)</li> <li>定められた他の公的年金を受給している場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所の場合</li> <li>病院又は療養所に引続き3カ月以上入院している場合</li> </ul>	
		手当の受給対象者や、受給対象者を扶養している家族等の所得状況により、支給制限があります。		
手当額		1級 ～ 53,700 円/月 2級 ～ 35,760 円/月	15,220 円/月	27,980 円/月
	(令和5年4月1日現在の額)			
支給方法		4月・8月・12月の年3回、各4ヶ月分ずつ指定の口座に振込	2月・5月・8月・11月の年4回、各3ヶ月分ずつ指定の口座に振込	
その他		障害児福祉手当と併給できる場合あり	特別児童扶養手当と併給できる場合あり	障害年金や老齢年金と併給できる場合あり

※上記以外にも併給制限等ありますので、お問い合わせください。

※お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係 (電話：572-2100)

【 児童扶養手当 】 (児童扶養手当法)

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活安定と自立促進を目的に支給される手当です。

定 義	<p>「児童」とは、以下のとおりです。          1 8歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある児童          ※児童が心身に中程度以上の障がい（障害等級表-4（33ページ））の状態に          あり、20歳未満まで手当を受けられます。</p>	
対象者	<p>「児童」の父母が以下の場合、その母（父）又は養育者が対象者。          ① 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童          ② 父（母）が死亡した児童          ③ 父（母）が重度の障がい（障害等級表-4（33ページ））の状態に          ある児童          ④ 父（母）の生死が明らかでない児童          ⑤ 父（母）に1年以上遺棄されている児童          ⑥ 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童          ⑦ 父（母）が1年以上拘禁されている児童          ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童          ⑨ 父母ともに不明である児童          ※障害年金を受給している方は、令和3年3月分（令和3年5月支払          い）から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差          額を児童扶養手当として支給します。          ※障害年金以外の公的年金を受給している方は、その額が児童扶養手          当額より低い場合、差額分を児童扶養手当として支給します。          ※ 手当の受給対象者や、受給対象者を扶養している家族等の所得状          況により、支給制限があります。          詳しくは 役場 町民課 戸籍年金係 にお問い合わせください。</p>	
手当額 (月額)	(令和5年4月1日現在の額)	
	子どもが 1人の場合	全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円（所得に応じて決定）
	子どもが 2人目の加算額	全部支給：10,420円 一部支給：10,410円～5,210円（所得に応じて決定）
	子どもが3人目 以降の加算額 (1人につき)	全部支給：6,250円 一部支給：6,240円～3,130円（所得に応じて決定）
支給方法	奇数月（1・3・5・7・9・11月の年6回）に指定の口座へ振込	
その他	特別児童扶養手当、障害児福祉手当と併給できる場合あり	

※お問い合わせ先：役場 町民課 戸籍年金係（電話：572-3114）

障害等級表 - 1 特別児童扶養手当に関係

1 級	<p>① 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑤ 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2 級	<p>① 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>③ 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑨ 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑩ 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑪ 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

## 障害等級表 - 2 障害児福祉手当に関係

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を二分の一以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 障害等級表 - 3 特別障害者手当に関係

以下の①から⑦について、2つ以上に該当する方、又は、1つに該当し介護を必要とする心身状態にある方、等

- ① 次に掲げる視覚障害
  - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ② 両耳の聴覚レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害等級表 - 4 児童扶養手当（父・母の障がい）に関係

- ① 次に掲げる視覚障害
  - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑩ 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑪ 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、内閣総理大臣が定めるもの

## ② 心身障害者扶養共済制度 (北海道「心身障害者扶養共済制度」により)

～心身に障がいがある方の保護者等への扶養共済制度があります～

### 【 内容 】

心身に障がいがある方の保護者等を加入対象とした扶養共済制度です。  
保護者が死亡したときや重度の障がい者となったときに、請求にもとづきその月から1口あたり2万円(月額)の年金が、生涯にわたって支給されます。

### 【 対象者 】

扶養共済制度の加入対象者は、以下のとおりです。

● 心身に障がいのある方であって以下に該当する方を、現に扶養している保護者等
身体障害者手帳（1級から3級）の所持者
知的障がい者
上記と同程度の身体又は精神の障がいを有すると認められる方 (統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等)
● 北海道内に住所があること（札幌市の場合は別制度あり）
● 年齢が65歳未満であること
● 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態にあること

### 【 掛金等 】

扶養共済制度の掛金は、加入者の年齢等により以下のとおりとなり、2口まで加入できます。なお、掛金を納付することが困難な方については、以下のとおり掛金の減免がなされます。平成20年度から掛金に変更になっています。

年齢区分	掛金月額	掛金の減免
35歳未満の方	9,300円	以下の場合に、掛金1口分について、減額を受けることができます。 ● 生活保護を受けている方～ 掛金の「全額」が減額。 ● 市町村民税非課税世帯の方～ 掛金の「5割」が減額。 ● 市町村民税所得割非課税世帯の方～ 掛金の「3割」が減額。
35歳以上40歳未満の方	11,400円	
40歳以上45歳未満の方	14,300円	
45歳以上50歳未満の方	17,300円	
50歳以上55歳未満の方	18,800円	
55歳以上60歳未満の方	20,700円	
60歳以上65歳未満の方	23,300円	

※お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）